



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



私たちの町について質問します！（子ども議会）

2018.11
No.142

第3回定例会報告	P 2
一般質問	P 3～15
議会日誌	P 16

第3回 定例会 報告

～ 教育委員会委員に 山出博之氏 決まる! ～

平成30年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、8月31日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
9月10日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続きいて議案の審議を行い、9月13日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第5号までの5件は原案可決、報告第1号は承認議決、認定第1号から認定第9号までの9件は認定議決、議案第6号は同意議決、意見案第1号は原案可決となりました。

《予算》

○平成30年度一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金3千500万円及び岩内郡漁業協同組合製氷設備等改修事業費補助金約2千万円などについて追加補正しました。

○平成30年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約1千570万円及び療養給付費等交付金超過交付返納金約650万円などについて追加補正しました。

○平成30年度介護保険特別会計補正予算
国庫負担金超過交付返納金約2千800万円、デイサービスセンターボイラー改修工事費420万円等について追加補正しました。

《条例改正・設定》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に寒冷地手当を加えるため、所要の改正をしました。

○岩内町空き家等対策の推進に関する条例設定
空き家及び空き地に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を設定しました。

《その他》

○専決処分した事件の承認
平成30年7月2日から5日にかけて発生した降雨災害に対する災害復旧事業の実施に伴う、平成30年度一般会計補正予算の専決処分について、承認しました。

《認定》

○平成29年度一般会計歳入歳出決算認定
○平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成29年度水道事業会計決算認定

○平成29年度下水道事業会計決算認定

平成29年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

○教育委員会委員の任命同意
山出博之氏の任命に同意しました。

審議した意見書

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
.....
意見書を関係省庁に送付しました。

一般質問 (要約)

9月10日～11日 5名の議員による一般質問が行われました。

志賀昇議員 (新政クラブ)

財政運営について

■質問

財政運営については、財政力の判断基準である経常収支比率は普通70%～80%に分布するのが標準的とされるが、本町は平成28年度決算では94.5%となり、硬直化の一途をたどり、今後益々厳しい財政運営が予測されることから、次の点について伺う。

1. 持続可能な財政基盤の確立が重要であることから、行政評価システムの導入を取り入れたいと言われているが、その取り組み状況は。

2. 「経営」という視点も取り入れた計画的かつ、健全な財政運営に努めるとしているが、具体

的に健全な財政運営の取り組みとは。

3. 町税収納率向上に向け新たに策定した、滞処分分事務取扱要綱に基づき、一貫した姿勢で徴収対策の強化を図らなければならぬとしているが、その取り組み状況は。

4. 厳しい財政運営の中で、一般財源確保が重要になっている状況下において、明年度から始まる消費税10%の影響額は、どの様に推計しているか。

■町長

1. 行政評価システムは、平成29年度予算から各担当所管でモデル事業を導入し、平成31年度ま

で、義務的な事業などを除いた全事業で実施する。

現時点での取組状況は、導入した事業の決算状況を踏まえ、各担当所管での目標達成率や貢献度などの1次評価後に、部長職による2次評価までを終えた。

今後は、副町長と部長職などで構成する事務事業評価委員会で最終評価を行い、必要に応じて改善などを加え、平成31年度の予算編成に反映させていく。

2. 町の財政運営は、地方交付税が低位で推移している状況下で、社会保障費の増加など、安定した財源確保が困難な状況にある。このような中、

歳出では行政評価システムの導入で、行政サービスの提供した量ではなく、民間の経営的視点にたち、どのような効果が生じたかという、「成果を重視する考え方」に基づき、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう転換を図っている。

また、歳入では町税等の滞納解消や収納率向上に向けた徴収体制の強化に加え、現実ベースに近い中・長期的な新たな財政計画の策定や、公共施設の総量を適正に管理するための公共施設等総合管理計画の個別計画策定を進めており、こうした取り組みを着実に進めていくことが、健全な財政運営に繋がっていくと考える。

3. 町税等滞納処分事務取扱要綱は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づいた一連の滞納処分について、公平性を確保し、業務を円滑に行うことを目的として、平成29年3月1日に策定したものである。

要綱の内容は、「催告書の送付」「納税相談の実施による納税誓約の締結」「財産調査により財産が判明した際には滞納処分として差押えを実施すること」などを規定しており、要綱に基づき滞納処分分事務を実施し「担税能力が十分ある人にはしっかりと町税を負担していただく」「担税能力が十分ではない人には滞納処分の執行停止や一部停止を行っていく」とい



岩内町史発刊について

う考え方で取り組んでいく。平成29年度においては、所得税還付金など94件を差押えし、約330万円を徴収した。自主財源である町税は大変重要であり、要綱に基づき収納率の向上に努めていく。

4. 消費税率の引き上げは、現行の8%から10%へ引き上げられるため、歳出では、人件費や公債費などを除く経費全般に影響すると見込まれるが、国では消費税率の引き上げに伴う増収分は、社会保障の充実・安定化の財源にするとしている。

しかし、その詳細はまだ示されていないため、現時点での影響額を算出することは困難な状況である。また、消費税率の引き上げは、平成31年10月1日からとされているが、過去に延期されてきた経緯も踏まえ、今後も国の動向を注視していく。

■質問■

平成23年第4回定例会で、町史発刊について質問した。この時点の答弁の内容は、町史は郷土の歩みを後世に伝える極めて重要な教本であり、町にとって「必要不可欠なものである」と認識してありますとのお答えをいただいております。町の節目の時期などを目途とする町史の発刊について、今後検討する、町政施行120年となる2020年を目途として、検討してまいりたいとしておりますので、次の点について、伺う。

1. 新町史発刊については、膨大な資料収集等が伴い、早い年次からの取り組みが必要ことから、私は今から7年前に発刊について質問をしているが、この間どの様に取り組まれてきたか。

2. 節目の2020年が近づいており、あと残すところ、2年になっていくが、多くの町民の方々から期待が寄せられていることを考えた時、町民に対する説明を丁寧に行う必要があると思うが、伺う。

■町長■

1. まずは現状把握のため、様々な資料の保管状況及び一部手掛けられている執筆作業状態の確認等を行ってきたところであり、また、近年発刊した自治体への調査、更には、町内在住の多方面で活躍されている有識者・行政経験者等への意見聴取も実施し、推進体制や適当な人材の推薦、編集スタイル等、様々な角度から多くの貴重なご意見を得ることが出来たところである。

2. これまでの進捗状況を踏まえ、早急に全体スケジュールの再構成と

併せて、職員の配置や有識者を含む専門的な体制づくりを進めることが重要と認識している。よって、平成31年4月を目途に担当職員を配置したいと考えており、各自自治体への調査結果や有識者等

町道の改修促進について

からの意見を参考にしながら、人材確保や専門委員会の立ち上げ等、順次具体的な動きを進め、広報紙や町ホームページ等を通じて理解と協力を求めていく。

■質問■

1. 町道は、大きく分けて、一・二級市町村道、都市計画街路、臨港道路に大別され、それぞれこれまで主に国の補助を受けているが、近年特に町特有の防じん舗装は、簡易舗装より薄い路盤構成のため毎年度融雪時に、路盤が凸凹になり、その対応として土のうを置いて対応している状況が見受けられるが、補修方法としては、あまり好ましい方法とは思われないことと、二次的な事故発生にも繋がると思われるので、年次計画を樹立して計画的な改修をすることが、強く望まれているの

で、今後の対応・対策をどのように進めるのか、伺う。

2. 補助事業等で整備されている道路については、整備改修後相当に年数が経過しており、ひび割れが発生しており、これらの補修・改修に着手しなければ、次々と広がり、結果的に改修費の増高に繋がることを考えれば、早期の改修が望まれているので、どの様に取組まれるのか、伺う。

■町長■

1. 寒冷地では、地中の水分が一定の深さまで凍結する「凍上」が発生するため、地盤凍上の影

響を考慮しなければならぬことが多く、凍上が問題となる場合には、ある程度の深さまで置換工法などの対策を設計に加味する必要がある。置換厚さは、地盤や気象に左右され、地域によって異なる凍結深さによって求められており、町においては70センチメートルに設定されている。

しかし、昭和50年当時、大半がまだ砂利道であったことから、昭和52年以降に一斉に行われた町特有の防じん舗装は、舗装3センチメートル、下層路盤10センチメートルの合計13センチメートルであり、残りの置換厚さ5センチメートル分の現地盤が凍上しやすいか、しにくいかで、道路の凍上の度合いに違いが生じる。

このため道路の凍上が大きい地域では、常温合材による養生が追いつかず、やむなく土のうによる養生を強いられている状況である。防じん舗装の延長は、

谷口雅史議員（公明党）

協働の町づくり推進に

町内会加入促進条例の導入を



現在約34キロメートルあり、すべてを改修するには時間と莫大な費用が必要となるため、これまでも特定発電所周辺地域対策交付金事業等を活用し、順次対策を講じているが、今後も、新たに活用できる財源等の検討を行いながら、引き続き防じん舗装の改修に取り組みでいく。

2. インフラの老朽化が進む一方で、厳しい財政状況の下、どのように改良済道路の維持補修を進めるかが、喫緊の課題と認識している。

道路補修の工法は、ひび割れ箇所の舗装面をはがし敷き直す切削オーバレイのほか、既設アスファルトの上に敷き直すオーバレイやパッチング、局部打ち換え、注入式ひび割れ補修などが考えられる。このうち、ひび割れ部分を除去する補修工法は、補修効果が期待できるが費用が高く、ひび割れ部を覆う補修工法では、費用は安価だが、ひび割れの再発が



懸念される。路面のひび割れを放置すると、雨水が路床面まで浸透し基礎部分を軟弱化させ、ひび割れが進行して道路寿命を縮めることとなり、道路の維持管理においては、道路寿命を延命する予防保全が重要と考えているので、今後とも大規模改修のみならず、舗装劣化の初期段階での対応や、劣化状況に応じた補修で、既設舗装破壊の進行を抑制し、安心安全の交通環境に寄与するよう取り組んでいく。

■質問

最初に町民とともに築くまちづくりには大きな役割を担う町内会(自治会)

多くの自治体は町内会加入促進や諸行事への参加を促す取り組みを進めている。

そこで伺う。

1. 町の町内会加入率のピーク時から現在までの推移について。
2. 町内会加入率の低下とともに、参加する会員の減少傾向の影響をどのように認識されているのか。
3. 町の町内会加入や行事への参加促進のための施策について、どのよ

うにその環境整備に努められているのか。

4. 町における加入促進条例の必要性について。

ソーシヤルキャピタルの醸成について伺う。

向こう三軒両隣、遠くの親戚より近くの他人と言います。

地域の助け合いが見直されている昨今、町内会・自治会は大変頼りになる存在である。

現在の少子高齢化の波は地域の役割を求めて押しよせている。

子どもを産み育て健やかに育てること、高齢者が安心して住み慣れたまちに住み続けるために、みんなで声を掛けあうこ

ころ豊かな地域社会が待ち望まれている。

5. 町においてどのようにソーシヤルキャピタルの醸成を図っていくのか。

■町長

1. 町の町内会・自治会加入率は、平成29年12月末時点で約66%であるが、正確な加入率及びピーク時からの推移は把握してない。平成3年6月時点の加入率が80%であり、26年間で約14ポイント低下している。

2. 地域住民の相互のつながりが希薄化し、高齢者の見守りや災害時における対応、資源物の集積場所や防犯街路灯の管

理などに支障が出ると認識している。

3. 転入者には、資源物の収集などに関連し、住民課職員による町内会・自治会との仲介や、移住定住者を対象とした補助金制度で、町内会組織加入を交付の条件とするなど、加入促進を図っている。また、実施予定の町内会・自治会アンケート調査の結果を踏まえ対応する。

4. 町では、本年7月に、町内会・自治会あり方検討会を設置したところである。今後、アンケート調査の実施などで現状及び課題を整理し、課題解決に向けた話し合いを進める予定である。まず

健康増進に温泉活用を

は町内会・自治会と町が地域の課題や社会的課題に対し協働に取り進めていく体制の構築が重要と考え、現時点で行政が主導した条例を制定するより、町内会・自治会の意義や重要性などの共有を図っていく。

5. 町においても、地域の防犯や防災、介護、子育てなど身近な生活の安全・安心を確保するためには、地域力向上は重要な課題であると認識しており、町内会・自治会あり方検討会をきっかけに、町内会・自治会との連携強化を図り、地域コミュニティ機能の向上に努めていく。

■質問■

今、温泉活用が注目され、「健康増進、生活習慣病の発症予防に効果がある」「健康増進に一役買っている」と、話題になっている。

温泉開発にも町の財源を多く投資してきた。これからは町民の皆さんが温泉の効能をふんだんに利用してはいかげでしょうか。

そこで伺う。

1. 以前、高齢者の方に温泉無料券を配布されたのはいつなのか。

2. 配布年齢、枚数は。

3. 配布時の執行予算は。

4. 配布中止された理由は。

5. 温泉活用と町民の皆さんの健康増進についてどう思うか。

6. 健康増進に温泉を活用した場合の、経済効果についてどう思われるのか。

7. 町民の皆さんに温泉無料券配布の考えは。

■町長■

1. 2. 町が高齢者に温泉無料券を配布していたのは、昭和53年11月から円山地区で営業していた「いこいの家」で利用できる入浴券で、65歳以上の高齢者と身体障害者手帳が交付されている方に配布し、その期間は、保有する書類で確認すると、昭和54年度から、平成19年3月末の施設を廃止した平成18年度までである。

枚数は、平成4年度までは対象者1人につき2枚、平成5年度からは5枚となっており、最終年度の平成18年度では、4,359人の高齢者に対し、21,795枚を配布している。

3. いこいの家は、町の運営であったことや、入浴券については、各区の民生委員に配布を依頼していたことから、執行予算については入浴券の印刷製本費のみである。

なお、詳細の金額については、町文書編集保存規程に準じ書類を処分しているため、執行額については確認できない。

4. いこいの家は、昭和53年の開設で老朽化が著しく、収支の均衡も図られていないことから、継続運営が難しい状況下にあった。

これと同時に、平成12年地方分権一括法が施行され、とりわけ三位一体構造改革は、地方財政に大きな影響を与え、町においても、町税や地方交付税をはじめとする一般財源の減少傾向が続き、さらには医療費や福祉分野における行政需要に伴う支出の増加などにより、町財政は極めて悪化している状況であったことから、「岩内町新行政

改革大綱」を平成18年3月に策定したところである。

この大綱に基づき、いこいの家についても廃止等の検討がなされ、結果として、施設を廃止し、民間へ売却したことにより、無料入浴券の配布を終了したところである。

5. 温泉は、日本では古くから病気やケガを治療する薬として湯治をしたり、お湯の泉質やその土地の風景などを楽しむ温泉保養が、セルフケア・健康状態の改善の目的で利用されている。

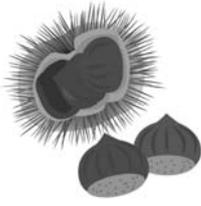
また、幅広い年代層での健康増進への取組のひとつとして、軽運動施設やレクリエーション施設などと連携した温泉利用型の健康増進施設では、入浴や運動の効果的なプログラムによる健康づくりができるなどのメリットがあると考えます。

6. 健康増進に温泉活用した場合の経済効果については、温泉活用の方法、事業規模、対象など

具体でないことから、この経済効果を答える状況にはないが、長期的にはストレッチ等を予防・軽減するセルフケアによる医療費の削減等の効果はあるものと考えます。

7. 近年、余暇時間の増大や町民の健康意識の高まりにより、自らが軽運動やヨガ体操、ウォーキングなどを行う「健康的な習慣の大切さ」の定着を図るため、町が支援する仕組みになりつつある。

こうした健康増進の意識の醸成を図りながら、平成25年3月に策定した町健康増進計画に盛り込んだ各種事業を優先させたいことから、温泉の無料入浴券の配布については考えていない。



佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

新たな岩内町総合計画

2009-2018について



ワールドの構築などでは、総括をしていないが、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針を形づくる上で、現計画の総括は必要と認識している。

4. 現計画の最終年度にあたる本年度が終了していないことから、現段階において、総括をしていないが、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針を形づくる上で、現計画の総括は必要と認識している。

総合計画策定の

意義と役割について

■質問

岩内町総合計画策定審議会条例に基づき策定審議会から答申を受けた「将来に向けたまちづくりを実現するための重要な指針」としての新たな岩内町総合計画2009-2018は本年が最終年度。

中期3年、後期4年の期間ごとに諸情勢に対応できるように見直しを行うとしている。基本計画には計7章43項目がある。

18の実践についてどのような総括をしているのか。またその総括はこれからの町の未来に向かつての指針の基礎となると思うが見解は。

■町長

1. 前期3年、中期3年、後期4年の各々の項目の実施計画の内容と見直した内容は。

2. 計画期間中新たな計画の必要性の理由と内容は。

3. 「基本構想」に基づいた「基本計画」はどの程度実現できたのか。また積み残した計画があるのか。あるとすればどの計画の内容なのか。

4. 『新たな岩内町総合計画』2009-2018

新たな計画としては、前期3年では、大和地区深層水利用検討事業、中期3年では、岩内海産商協同組合冷凍施設改修

費補助事業、後期4年では、消防車庫建設事業などを追加し、産業間の連携を図り、地場産業で生活できる地域の創出や、地域と共に住民が健康で、安全・安心で豊かな生活を目指すことを基本とするもので、計画の削除は、事業の完了などによる。

3. 基本計画の検証については、具体的な個別施策の進捗状況によるもので、概ね計画どおりに進んできたと考える。積み残した施策の主なもの、海岸保全対策の離岸堤等の設置による水産資源増殖にも配慮した浸食対策の検討や、観光振興の雷電地区における自然景観をテーマとした観光

1. 長期ビジョンとして総合計画の意義と役割は。

■質問

平成23年5月の地方自治法の改正で自治体の総合計画の策定義務事項が削除され、これは地域主権改革における「義務付け・枠付けの見直し」の一環で、基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく自治体の自主性の尊重と創意工夫が求められているものである。

総合計画は①全部署・全職員の実行の指針②財政の運営の指針③人事計画運営の指針、そして不断の、実現の計画を策定し(Plan)、それを実行(Do)、実行した結果の評価をし(Check)、その評価に基づいて目標の再設定や見直しを行う(action)、いわゆるPDCAサイクルを循環させて成果を上げていく。職員にとって自分の仕事に本心に町民のためになっているのかも評価となる。

栗林英之議員（志政クラブ）

安全・安心なまちづくりについて

2. 基本構想は地域の将来像を描くものであり職員にとっては職務遂行するうえでの目標となるのでは。

3. 総合計画として町の将来像を町民に示すことが必要では。

4. 2019年度よりの総合計画を、前総合計画を総括したうえで策定すべきでは。

は、形骸化したものになりかねず、意義と役割が、時代とともに変わってきていると感じる。

2. 行政運営全般の基本的理念として、職員の職務遂行における指針であると認識している。

■町長

1. 住民と行政の共通の目標を示す計画であり、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針と考えるが、本格的な人口減少時代の到来や、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において、財源や職員数など地方公共団体が抱える経営資源への制約の強まりや、解決すべき地域課題の拡大や深刻化が進んでおり、課題解決にスピード感が求められ、選択と集中が叫ばれる中、長期の計画期間での従来型の総合計画で

3. 4. 町が進むべき将来像を町民に示す必要性や重要性は十分に理解しているが、従来型の事業展開に重点を置いた計画ではなく、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果を上げられる実際の効力を備えていることが極めて重要と認識しており、総合計画という形のみにとらわれないことなく、町にとって最適な手法を選択するよう、現計画における反省点も踏まえながら、引き続き検討する。

■質問

町においても、店舗への強盗、廃屋への放火、強制わいせつ事件や空き巣など、これまで町内では、あまり経験のない事件が連続して発生。また、豪雨により川が危険水位に達したため660人も住民に避難勧告が出たのも記憶に新しいところである。

1. 第2回定例会における池田議員による防犯カメラの設置要望に対し、町長は、道の駅周辺の設置に関し、さわやかトイレを中心に、隣接するマリナーパークや近隣商店街とも連動した検討が必要である。また町内会・自治会あり方検討会でも設置事業の補助金交付要

綱素案や設置及び運用のガイドライン案を示しながら制度化を進めるとのことだが、来年度の予算編成に向けて現在の取組状況を伺う。

2. 雷電温泉地区には廃虚となっているホテルや旅館が放置され、地区周辺での治安が悪化している。

所有者との協議などを進め、立ち入り禁止ロープやチェーンなどを設置し、館内に入れなくするなど処置が必要と思うが、見解は。

3. 先日発生した豪雨災害について、災害の発生状況と復旧までの工程さらに今後の対策は。

4. 無料Wi-Fiの普及により、公共施設付近や街中で昼夜を問わずゲームなどに没頭する若者が増えている。

生徒が店舗前に数時間居座り、店側に困惑を与えているほか、犯罪者のツールとして使われる事例もあり、公共施設における認証などのセキュリティ対策や学校からの生徒への指導について、どうお考えか。

制度等については、この度実施予定のアンケート調査結果を踏まえ対応することとしている。

2. 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、「空き家等は個人の財産であり、所有者等が適正に管理・処分すべき」との考えを基本とし、町内の空き家等の現況調査や、所有者への状況調査等を行っている。

■町長

1. 道の駅周辺の防犯カメラ設置については、さわやかトイレを中心に、たら丸館前のイベント広場と合わせて検討を行っている。

町内会・自治会が設置する防犯カメラへの補助

質問の建物は、周囲に悪影響を及ぼす可能性が高い危険な空き家であり、景観や防犯の観点から早急な対応が必要であること、所有者が適正に管理・処分すべきとの考えから、所有者には、その建物に近づけない措



置を講じ、周囲に危険が及ばないよう建物の適正管理を指導した。

3. 7月4日から5日にかけて、13時間で81.5ミリの豪雨が本町を襲い、大雨、土砂災害警戒、洪水の警報が相次いで出され、幸い人的被害はなかつたが、河川で8河川、道路で8路線が被災した。

状況については、「比較的勾配の急な河川及び排水施設での溢水」「河川の水位上昇により護岸の雨水排水放流口が閉塞したことによる低地での浸水」が見られ、河川では「河床部の洗掘による河川護岸背後部の吸出しによる損傷及び護岸損壊」「土砂堆積による河道の閉塞」、道路では、砂利道において「降雨による路面洗掘及び法面崩壊」が発生している。

復旧の工程については、町内広範囲で発生していたことから、河川護岸の両岸を下流から上流まで目視点検するなど、被害の全貌の把握に努

め、仮応急の実施と復旧方法について決定したところである。

仮応急対策としては、二次災害防止の観点から、河川の溢水と護岸損傷箇所は大型土のうを、排水施設と護岸背後部の吸い出し箇所には通常の土のうを設置し、低地浸水については排水ポンプで対応した。また砂利道の浸食と土砂崩れについては通行止めの措置を講じた。

今後の対策については、まずは本復旧工事で、河川は、護岸コンクリートブロック積み、吸出し防止シートの設置、裏込めコンクリートの施工による補修、中州の撤去を行い、道路は、碎石敷き均しと表面水処理のための水切りの施工を実施することとしている。

加えて、排水施設で流下能力が低下している区間の清掃や護岸ブロック下部の改修及び排水計画に基づく排水管等の改修を進めるとともに、適正な維持管理を行い、安全に利用できるよう河川及

び道路の機能確保に努めていく。

4. 道の駅いわないの無料WiFiは、1回の接続時間が6分に制限されているほか、接続確認操作において利用者情報を入力する設定となっており、総務省発行の手引きでは不正利用防止の有効手段とされている。

学校から生徒への指導については、インターネット上の危険性や情報モラルに関する講習を開催し、生徒一人一人の危機管理能力の向上に努めている。

「株式会社キットブルー」について

■質問■

平成29年10月1日に神恵内村、岩内町、泊村の3町村で設立し、各町村の頭文字と海の青をイメージし名づけた地域商社、株式会社キットブルーは、代表取締役は神恵内村副村長、取締役に岩内町副町長と泊村副村長が就任している。

「幸を、価値に」をコンセプトに3つのまちから「売れる」をつくる。非常に良い発想であり、また3町村が協力して会社を立ち上げたことも、今までにない画期的で素晴らしい取組みだと思います。

■町長■

設立以降、岩宇地域のナマコと蓄養ウニを仕入れて、商品開発を進め、乾燥ナマコと美容ジェルの販売及び蓄養ウニの端境期販売を行った。今後は、北海道経済産業局や日本貿易振興機構等と連携し、主力商品のナマコ、ウニを中心に海外へ向けた販売体制を整える。ほかにも岩宇地域の様々な魚種の製品開発や試験販売を行い事業拡大に取り組む。

地域商社の役割は、地元の特産品を高く買い取り付加価値を高めて地域に利益をもたらすため、生産者に代わって国内外の販路を開拓し地域のブランド力を磨くことにある。今後も神恵内村、泊村と連携して「株式会社キットブルー」を積丹半島地域活性化協議会の構成町村として支援する。



設立から約1年が経過しているが、その成果と今後の展望は。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

観光振興とまちの

活性化について

■質問■

8月28日の道新に、総合的な満足度が高かった旅行先ランキングの記事があり、積丹・岩内が前年度14位から4位に上昇したもので、食の満足度が高く、各イベントの内容が良かったことが人気が上昇の要因と推測される。

また、マリニビユーで開催した「海と森のCAMPFES」は、ネット上に投稿もあり、少しずつ着実に人気が出てきていることが実感される。道の駅いわないでは、町内若手飲食店主らが「道の駅盛り上げ隊」と称し、お盆中に飲食の店と盆踊りを開催し、活気があり好評だった。パウダースノーを楽しむにける外国人スキー客、大仏やピカソの版画に驚くニセコの外国人などなど、岩内の観光人気が高まりつつある。

まちの活性化のために、行政と民間がタッグを組んで、さらなる観光振興のアイデアを考えなければならぬ。

1. 平成11年にオープンした「オートキャンプ場マリニビユー」はオープンから19年が経過しているが、リピート客も多

いと聞いている。本年度には、遊具もリニューアルされたが、建物の老朽化が進んでいるほか、展示スペースや展望台などを現在のキャンプリニューアルする必要があり、その計画は。

また本年度で補助事業が終了する「海と森のCAMPFES」について来年度以降どのようにお考えか。

2. 町は、円山地区の円滑な施設利用を促進するため、本年担当部署をひとつに集約した「円山一元化」の体制を整備したが、その進捗状況と今後の展望は。

3. 道の駅いわないは、平成5年にオープンし早25年が経過した。観光客に何を求めら

れ、そのためにどうするべきか、また、町民の憩いの場にするために何が必要なかなどを、行政と関係団体が一緒に考えていく必要がある。定期的な勉強会や意見交換会の開催、段階的な計画書の作成も欠かせない。さらに、常駐職員を配置し、将来を見据えた道の駅の再生を現場で模索し、今後の展望を開くことが重要と思うが、見解は。

4. まちの活性化は、商店街の活性化でもあり、商店街の活性化でもある。

商店街はコミュニケーションの担い手である。安全・安心、環境、子育て、食育、お年寄りの相談相手、文

化の創造・伝承など、町民の日常生活を支える極めて重要な役割を担っている。地域を支え、地域に支えられる商店街でなければならぬ。そのためにも商店街が自ら努力するのは無論のこと、行政による更なる支援が必要である。

成功事例がある専門家講師の派遣、勉強会や視察。全国的に広がりを見せている「まちゼミ」の導入や地域ポイント事業の拡大など。行政との連携で、まだまだやれることがあると思うが、今後の施策は。

1. 円山観光の中心の施設として、周辺エリアとの連携・連動も意識したハード、ソフトを両立させた、リニューアルも必要であり、必要性や優先度を十分に検討している。

「海と森のCAMPFES」は、オートキャンプ場の魅力向上につながる大きな可能性も有しており、引き続き開催で

きるよう検討していく。

2. 取り組みの一例として、オートキャンプ場では、利用者に地域の魅力を伝える取り組みや、インターネットによる予約状況およびイベント情報の発信もおこなっている。

今後は、民間事業者との連携をさらに充実させていくため、円山地域連携会議を設置する中で、地域全体の活性化を図っていく。

3. 観光地域づくりの舵取り役を担うDMO組織の拠点機能や、地域に根ざしたコミュニケーションとしての役割が必要になってくる可能性もあり、様々な視点と発想で、他の施設にはない道の駅を創造していくことが重要である。

引き続き、勉強会や実務レベルでのさらなる交流などを通じ、様々な情報を得ながら、行政と関係団体が一体となった検討を進めていく。

4. 商工会議所や商店街の皆さんのこれまでの活性化に向けた取り組みに、町としても引き続き協力しながら、新たな事業などについて、どのようなサポートが可能かを検討する。

ポイント事業の拡大についても、ノックラインの回数券や、パークゴルフ場の使用料での取り扱いをはじめとして、可能性を探ってまいりたい。

事業者支援の面でも、国の補助事業である、ものづくり補助金で町内の6事業者が、小規模事業者持続化補助金で3事業者が採択され、今後についても商工会議所や金融機関と連携しながら、支援を継続する。

消費低迷やネット通販の躍進など、商店街を取り巻く環境が厳しさを増す中、これからの商店街に何が必要か、町としてどのようなことができるか、商店街の方々と商工会議所など関係機関と今後連携を密にし、活性化に向け、取り組んでまいりたい。

大田 勤議員（日本共産党議員団）

降雨災害から住民の命と財産を守る

運上屋川・ポン岩内川の

護岸整備を



8. ポン岩内川、運上屋川の工事が行われた護岸の高さはどう決めたのか。

護岸ブロックの積み方は各河川とも同じ高さで工事が行われているが、この護岸の計画高水位は何メートルで設定し何を根拠に決めたのか。

9. 運上屋川護岸の計画高水位は何センチで設計されたのか。

その余裕高は何センチで設計しているのか。

5日、12時間で集中的に降った雨量は81.5ミリ、宮園橋から上流、東宮園橋付近、老松橋から上流、柳橋までの水量は護岸ブロック1個30センチを残すのみで流域に住む住人は何度も水位の確認をし、川を見ている。

10. 高台のポン岩内川、運上屋川の合流地点から下流、神社橋、柳橋に向かって70センチの護岸のかさ上げがされているがこの工事はいつ、どのような経過から行われたのか。

11. 護岸の上にコンクリートでかさ上げされた堤防はひび割れて傾き、劣化したコンクリが崩れてきているが対策は。

護岸の劣化も激しく積み上げたブロックは隙間だらけで護岸の体をなしていないと思うがこの対策は。

12. 護岸を支える地盤の陥没が運上屋川の各所で見られ、砂袋や住民が土や石で隙間を埋めるなどの対応をしているが今後どのようにするのか。

13. 毎年度、河川維持管理業務委託料の予算計上を行っているが委託先は維持管理業務でこうした状況も確認して管理しているのか。

14. 運上屋川流域の東宮園橋付近の護岸決壊、東宮園2号橋付近・清住野東川合流付近の護岸背面吸い出しはなぜ起きるのか。

■質問

7月4日から5日までの短期間に111ミリの雨が降った。

町によるこの降雨による河川の被害は8河川。道路は8路線に被害があったとされ「被害状況を聞き取り対応し改善する」とした。

1. 今回の降雨による全町的な河川や道路被害要因をどのように分析しているのか。

河川管理や道路管理を適切に行うことが必要と思うが降雨量の推移から現状認識の所見を伺う。

2. 岩内町水防計画、水防区域に権太川、メト千川、西老古美川が指定され、町は洪水、内水な

ど水災を警戒、防御するため平常時における河川等の巡視を行うこと

なっているが、平常時の巡視はどのように行われてきたのか。

指定されている3河川に対する対策は。

3. 水防区域に指定されていないが住宅地を縫うように流れる運上屋川、ポン岩内川は危険区域ではないと言っているが、どこでつけるのか。

4. 水防計画では常時巡視として、水防管理者、消防機関の長は巡視員に水防区域を巡視させること。非常時は、居住地側の漏水、堤防内の浸透水、亀裂及び崩れ。川側堤防斜面で水当たりの強い場

所の亀裂、一部流出。堤防上面の亀裂または沈下等々。河川管理者に連絡し速やかに水防作業を実施するとしているが運上屋川、ポン岩内川は水防区域でないためこうした巡視などの対象にならないのか。

5. 水防計画に入らない河川の常時巡視や非常巡視ではこうした点検や連絡は誰が受けるのか。

町は昭和36年7月に集中豪雨被害が発生し、翌年37年8月の集中豪雨では再び甚大な被害を受け、床上浸水410戸、床下浸水1、176戸、水田冠水20、道路決壊4、橋流失1、堤防決壊7と記録された。昭和39年、

4年間の災害復旧工事が終わり、運上屋川、ポン岩内川の改良復旧工事が行われた。

6. ポン岩内川は昭和37年、38年、ポン岩内橋から下流、運上屋川の合流点まで整備されたがどのような工事が。

また、ポン岩内橋から上流、岩内川墓地通りまで昭和51年、52年に行われた工事内容は。

7. 運上屋川も昭和37年、38年、老古美1号橋から下流、野東川合流点（清住）まで整備をされたがどのような工事が。

また、平成5年以降改修工事が行われたが工事内容は。

また、平成5年以降改修工事が行われたが工事内容は。

15. 河川の護岸決壊、護岸背面吸い出しなど住民生活を脅かしかねない被害状況だがこうした河川への点検は的確に行われていたのか。

今回の降雨による護岸決壊、護岸背面吸い出しは浸食によるものか。

16. 運上屋川河道内に堆積した土砂に草が繁茂し流下能力を低下させている。

水嵩の増えた河川で流下の障害となる中洲、寄州の除去、伐開と合わせて浚渫で河道の確保が必要ではないのか。

17. 運上屋川流域と平行する、高台こぼと橋から含翠園にかけての道路は岩内協会病院や地域交流センター方面からの雨水が路面を走り、畑や道路に流れ、河川側の民家に流れ込む。

また、老松橋付近も川の水位が高いため側溝から川の水が逆流。運上屋川に雨水が流れるよう側溝や排水溝が切られていないが機能していない。

こうした地域に対する対策は考えているのか。

18. 両流域の護岸整備から56年が経過している。

コンクリートブロック造りの堤防、防波堤で構築物の耐用年数は30年、石造りの堤防、防波堤で50年。護岸の全面的見直しが必要ではないか。

砂利道について、路盤の軟化に伴い、今回の降雨被害は西老古美1号線など町道9カ所で路面洗掘・法面崩落などの被害が発生した。

19. 例年予算化している道路維持管理等業務では委託業者がこうした砂利道の点検も行い、また、こうした道路の状況報告は受けているのか。

20. 降雨による路面洗掘・法面崩落の原因を明らかにし対策は行ってきたのか。

21. 降雨の度に路面洗掘がおき、道路側の田畑

に砂利が流れ込み被害を与えているが対策は。

22. 道路構造から見ると、横断勾配により道路脇の側溝に雨水が流れるよう設計していると思うが今回の被害は設計施行の不備によるものか。

砂利道の場合、横断勾配や片勾配は付けなくともよいのか。

23. 降雨時に路面が川になり、砂利を側溝や田畑に流し込むのであれば舗装路への切り替えに予算を組み、住民の利便性を図ることが必要では。

24. 河道内樹木の繁茂やそれによる土砂の堆積は流下能力を低下させ洪水を引き起こすことから、伐開を実施する必要があるのでは。

流下の疎外となる中洲、寄州の除去など、町として後志振興局などへ河川管理の申し入れは行っているのか。

対策など話し合う機会はあるのか。

25. いつ洪水になるかと不安な住民の財産を守り、安心安全に伝えるためには老朽化した護岸による護岸決壊、護岸背面吸い出しなど河川の氾濫や洪水を食い止める施策が必要である。

ポン岩内川、運上屋川の根本的な護岸整備に予算を計上し、早期に対応することが必要と考えるが所見を伺う。

町長

1. このたびの被害要因としては、河川水位が上昇し流速が上がったため、河床洗掘による護岸背後地の吸い出しで損壊等が発生、また、道路は、大量の雨が急勾配の路面を流れて、砂利道の洗掘と法面崩落等に至ったものと考える。

2. 5. 水防計画上の町の巡視責任者は河川管理担当所管で、水防区域に関わらず、町が管理する全河川を目視点検しており、倒木等で流下障害が懸念される場合は、その状況に応じ人力や建設

機械により、随時撤去を行っている。

また、日頃より水防用上の補充及び管理を行い、非常事態に備えている。異常発見の場合の連絡や対応も、町の管理の全河川において、実質的に水防計画と何ら変わるものではない。

3. 過去の災害や出水時に危険が予想される区域を指定しており、7月5日の経験を踏まえ、水防計画について検討を進めていく。

4. 運上屋川・ポン岩内川も巡視の対象としてきた。

6. 7. 昭和37年、38年整備のポン岩内川と運上屋川の護岸は、自然石やコンクリートブロックによる空積工法で、昭和51年、52年整備のポン岩内川の護岸はコンクリートブロックによる練積工法で整備している。

また、平成5年からの改修工事は、河川災害の被災箇所について、より

堅固な練積工法による改修と護岸洗掘対策として根継工を実施している。

8. 9. 昭和37年、38年整備のポン岩内川、運上屋川の計画及び設計内容は、当時の資料が現存しておらず、詳細は不明だが、計画高水位は地盤高程度に設定するもので、余裕高は、中小河川については0.60センチとなっている。

10. かさ上げ工事の時期や経緯については、当時の資料が現存しておらず、詳細は不明である。

11. 左岸、右岸とも、改修までの暫定対応を検討しているが、第三者への被害を発生させないよう、詳細を把握した上で適切な措置を行い、安全性を確保していく。

12. 13. 14. 16. 護岸背面の吸い出しと護岸決壊の発生原因としては、コンクリートブロックの間隙からの発生又は河床洗掘で発生する場合があります。

また、平成5年からの改修工事は、河川災害の被災箇所について、より

り、その状態が悪化し空積コンクリートブロック部が水圧に耐えられず、護岸決壊となったものと考えられる。そのため、ブロック間隙の吸い出しは、吸い出し防止シートを設置し背後地を埋め戻し、また河床の洗掘には、根固め工を施し、背後地を埋め戻す工が必要であると考えているが、護岸の根入れ深さや河積等も考慮しながら、適切な対策を検討していく。

また、流下障害や河床の洗掘、護岸に対し水あたりが強くなる要因として、中洲、奇洲の存在があるため、河川維持管理業務では、それらの撤去及び河床均しを行っており業務箇所を選定段階から状況を確認し、計画的に河道確保に努めている。

今回の大雨により堆積された土砂等についても、災害復旧工事の中で順次撤去していく。

15. 平常時の巡視は2の答弁のとおりであり、また、今回の護岸決壊、

護岸背面吸い出しは、河床の洗掘が主な要因と考えている。

17. 含翠園裏の低地部の北側に平行して町道薄田通りがあり、現状でもグレーチング蓋等の横断側溝が設置され、流れ込む雨水を遮断しているが、現在、街路事業により整備を進めているので、改良後は、さらに排水機能が効果的に発揮されるかと考えている。

しかし、当該地域は河川の水位より低くなっていることから、排水の放流先として隣接河川に自然流下させることは、物理的に困難な状態となっている。

そのため、これらの課題解消のため、公共下水道の雨水事業について、今後検討していく。

18. 25. 町では、平成24年度、頻発する集中豪雨に対して、生命及び個人財産の保護、都市機能の確保の観点から、緊急かつ効率的に浸水被害の最小化を図ることを目的

に町排水計画を策定している。この計画において浸水箇所の把握や河川等の流下能力の評価を行い、総体的には施設の流下能力は確保されていると認識しているが、合流部等で一部流水障害が発生しているものと考えている。

一方、河川については、全体に曲線部が多いため局所洗掘や跳水などが考えられ、50年経過の護岸もあることから、今後、老朽化対策の手法等を検討したいと考えている。



19. 維持管理業務委託先から、道路パトロール等の実施及び状況報告を受けている。

20. 21. 22. 23. 砂利道については、施工時に勾配等を付けているが、経年で変化することが考えられ、これまでも砕石の補充や敷き均し、表面水処理などを実施してきているが、概ね3年程度で効果が薄れ整備を繰り返している状況にある。

また、砂利等が沿線隣

接地に流出した場合も、即時除去するなどの対応をしている。さらに、砂利道を舗装した場合も維持管理が不要ということにはならず、市街地などに比べ交通量が少ない砂利道をすべて舗装することは、現実的ではないと判断しており、洗掘等の被害が著しい路線でかつ区間を限定した中で、必要に応じて対策を検討していく。

24. 野東川の河道内樹木の伐開や中州及び奇洲の除去は、道で計画的に実施していると伺っているが、水防災意識社会の再構築を目的に設置された後志総合振興局河川減災対策協議会などの場で協議できるものと考えている。

「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」では

原発事故で大量の放射線放出の時は

バスは迎えに来ない

「質問」

町民は新聞報道が明らかにした『バス避難6社「無理」』の報道に、原発稼働に賛成・反対を問わず憤りをあらわにしている。

「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」（以下運行要領）が一般社団法人北海道バス協会会長と道知事によって平成27年10月5日に施行されている。

1. 町はこの運行要領を基に避難計画を作成しているが、道からはどのような説明されていたのか。

2. 道は原子力災害時関係町村からの要請に基づきバス協会に要請し、バス協会はバス事業者に要請、バス事業者は要請を受けて運行とある。要請とは「こうして欲しいと、強く願う求めること」であって強制力はない。

町はバスを道が責任を持って回すと説明を受けているのか。

3. 北海道新聞社はバス会社6社に取材。バス要請に対して2社が「できない」、4社が「難しい」と答えている。

としたことに対して「有事の際にはこのとおり実行できると考えている」と答弁しているが、その根拠はどこからか。

バス事業者で「できない」と答えた1社は「運転手の被爆を防ぐ用意が無かった。安全を確保できないところにバスを派遣できない、今要請があってもできない」とした。

運行要領には原子力災害に備えた事前準備で放射線防護に関する知識を習得できるように研修を実施とある。
報道ではこれまで3回、各社の運行管理担当者など一部社員に限られ、運転手を含む一般社員への説明は1社のみとしている。

4. 避難時にバスは来ると確信している町民は、こうした運行要領に沿った研修などが一部でしか行われていなかったことに對してどのように考えているか。
また、町は、どう考え

るのか。

道はバス事業者の運転手や一般社員向けに放射線などに関する説明会をこれから行う意向と報道されているが、原子力防災訓練ではPAZ時、泊共和で約2,800人。バス延べ63台、町含む30km圏では11町村で延べ1,800台以上のバスが必要になると推計されている。

5. 「避難のためのバスが来ない」と報道された7月29日以降、報道の訂正やバス協会等からの訂正を求める報道は1度も見当たらず、報道が正確だったことが裏付けられた。
町には抗議の声が寄せられているのか。

6. バスによる円滑な住民避難が前提で避難計画をたて、避難訓練に取り組んでいる各町村は前提が崩れ、これは道による背信行為である。
原発賛成反対にかかわらず町として住民の立場

に立つて道に強く抗議すべきと考えるがいかがか。

原子力防災計画で避難する岩宇4町村が一番身近に感じ、業務を行っているのが中央バスである。
7. 中央バスの所有するバス総台数は何台で稼働している路線バスを除く待機しているバスの台数は何台か。

また、災害時避難のときに路線バスの運行をやめて住民避難にバスを4町村に回すことができるのか。路線バスの通常運行はこのとき実施されるのか。
避難要請があったとき「できない」「難しい」と答えていると思うが「有事の際にはこのとおり実行できると考えている」という町としては現状を知るためにバス事業者に確認すべきではないか。

8. 運行要領ではバス運転手は線量計や防護服

の装備で放射線対策を行った上で放射線量が1mSv/年以内になるよう適切に管理する。0.1L1の時は重点区域境界付近で区域の外側を運行するので放射線防護対策は要しないとしているがバス事業者や運転手の不安は払拭できない。結果的に運転手は要請に応えることができずバスは来ないのではないのか。

9. 30km圏(0.1L1)で1時間に500μSv/h。14箇所を避難所を回り住民をバスに乗せて避難することになるが、1mSv/年を超える放射線量が放出される事故時は運行要領に基づいてバスは助けに來れないという「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」ではないのか。

原発事故の避難計画の根幹をなすバス避難の根拠がくずれ、住民の安全安心を守れない原発の再稼働は論外と考えるがいかがか。

10. 「不安がある」「困難」「無理」というバス事業者の困惑を見て道が、やっと説明会を開く。町が何度も答えていた「有事の際にはこのとおり実行できると考えている」はまったく根拠のない無責任な希望的観測でしかない。住民避難を進め安心安全を最優先にと言っている町の避難訓練への姿勢が問われる。

また道に対してはしっかりと経過説明をさせ、住民の信頼を損なうような事態に厳重に抗議すべきではないのか。

■町長■
1. 道と道バス協会が連名で運行要領を作成し、これに基づき取り組みを推進すると、道から伺っている。

2. 運行要領により必要な運行台数を確保すると、道から伺っている。
3. 道バス協会の定例理事会で承認された運行要領に基づき、バス事業者と調整を行うことに変

わりがないと、道より伺っている。

4. 個々の報道に対する町民の考えを推測する必要はないと考えており、町として申し上げることはない。
5. 抗議の声は寄せられていない。
6. 道の責務において、運行要領の枠組みに沿った対応をすると認識している。

7. 平成30年3月末現在1,164台で、内訳は、乗合バス1,132台、貸切バス32台と道から伺っている。
また、待機しているバスという概念はなく、原子力災害時には、路線バスの通常運行は基本的に実施されないため住民避難用に回すことは可能だと伺っている。

8. 運行要領はバス運転手の安全確保を大前提としており、バスが派遣されると認識している。



9. OIL-1の場合、中継ポイントから内側のバス集合場所までの輸送は、自衛隊などの実働機関により行われる。

また、再稼働については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえ、国及び電力事業者において判断すべきものと考ええる。

10. 国・道・町がそれぞれ果たすべき役割を確実に遂行していくことが、住民の信頼を得るものと考えており、道の責務として、運行要領の枠組みに沿った対応をする」と認識している。

新たな保育所の整備は

地域住民の願いに

沿うものに

■質問■

社会文教委員会の報告によると、東山保育所と中央保育所の老朽化が著しく、年少児童数の減少と今後の人口推計から、西保育所を残し、東山保育所と中央保育所の用途を廃止して新たな保育所を1つ建設して、保育所を2ヶ所にするのを適正と判断した。

1. 保育所は地域に密着した施設なので、町営住宅で行っている長寿命化を基本にするべきでは。

2. 現時点で、保育所への入所児童数が定員数の約41%で、今後の人口推計でも年少児童数の増加が見込めないことなどで、町の適正数を2ヶ所としているが、適正数とはどのようなことを根拠にしている数値か。

減免は不要になり、この無償化で大きな財源が生まれることになる。どの程度の財源が生じるか。

6. この無償化で生じた財源は、0歳～2歳児の保育料の減免の拡充や保育環境の改善や臨時保育士の処遇改善など引き続き子育ての分野で使うべきではないか。町の計画は。

7. 東山保育所と中央保育所は、共に災害時の指定避難所であり、泊原子力発電所の事故では緊急時の集合場所でもある。調理場も備えている。地域住民にとっては大事な拠点となる施設ではないか。

8. 統廃合を進めているが、保育所や学校が消えると、その地域から子育て世代も消え、人口減少に拍車をかけるのでは。

町長

1. 町営住宅で行っている長寿命化は、あくま

で耐用年数内で、屋上防水などの改修を実施するための計画であり、この度の保育所の整備とは、考え方が異なる。

2. 法的根拠はないが、年少児童数の推移や入所児童数の現状、今後の人口推計に加え、町内の学校の配置、地理的要件などを考慮し、2つの保育所の配置が適正であると判断している。

3. 町子ども・子育て会議での協議や保護者説明会、町民の意見募集、現場保育士の意見聴取等も実施し、保育所整備計画(案)を策定することとしている。

4. 公共施設等総合管理計画策定以前の所管委員会への検討内容の報告、その後も庁舎内で検討を進め、平成28年度からの町過疎地域自立促進市町村計画にも保育所整備事業として記載されており、総務省の要請に基づくものではないため、現在の作業の中で、数値

目標を設定する予定はない。

5. 6. 幼児教育・保育の無償化に伴う財源は、具体的制度設計が示されていないため、把握できる状況になく、財源的な計画を策定できる状況にない。

7. 防災上、重要な施設であると認識しており、新たに整備される保育所にも、その機能、役割は、担われていくと考えている。

8. 新たな保育所は、町の子育て支援を担う基幹的な保育所として、保護者の求める多様なニーズにきめ細かく応えていくため、保健センターや地域子育て支援センター、町内幼稚園等との連携した取り組みも検討することとしており、本町の子育て環境を充実・支援するもので、出生数の減少を抑制する一助ともなる施策であると考えている。

議 会 日 誌

8月2日	岩内町戦没者追悼式
4日～5日	第46回いわない怒濤まつり開祭式
5日	北海道150年記念式典
6日	国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会・要望会
17日	原子力発電所問題特別委員会
18日	共和町かかし祭開祭式
20日	社会文教委員会
21日	建設産業委員会
23日	後志町村議会議員研修会
27日	総務委員会
28日	議会運営委員会
31日	第3回定例会招集、決算特別委員会招集
9月3日	決算特別委員会
8日	第70回岩内町敬老会
10日～13日	第3回定例会
18日～21日	社会文教委員会視察
23日	岩内消防団秋季消防演習
26日	議会活性化委員会
10月3日～6日	建設産業委員会視察
9日～12日	総務委員会視察
19日	社会文教委員会
29日～30日	後志町村議会議長研修



編 集 後 記

「議会だより142号」をお届けいたします。
第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)